

一般質問

11人の議員が一般質問

幕別町の
ここが聞きたい



一般質問とは、本会議で議員が行う町政全般に関する質問で、事務の執行状況、町政の方針等について報告や説明を求めたり、政策提案をしたりすることをいいます。
幕別町議会では質問者1人につき答弁を含め60分の制限時間を設けています。
紙面の都合により、内容を要約してお知らせします。

ページ	質問議員	質問項目
7	藤谷 謹至 議員	① 幕別町における新地方公会計制度に基づく財務書類の作成と固定資産台帳の整備状況について
8	小田 新紀 議員	① 道徳の教科化に関わり柔軟な学びの展開を
9	谷口 和弥 議員	① 幕別町役場職員等の退職管理の制度化を ② 幕別町内高等学校の再編統合の進捗状況は
10	小島 智恵 議員	① 町職員の再任用、再就職先について ② 産休、育休（男性の育児参加）について
11	内山 美穂子 議員	① 歴史の散歩道「黒田温泉跡地」のアカマツの保存について ② 江陵高校の通学路の安全対策について ③ 子ども110番の家について
12	野原 恵子 議員	① 生き生きと暮らせる「介護保険制度」に
13	板垣 良輔 議員	① 障がい者に寄り添った福祉計画を
14	荒 貴賀 議員	① 安心できる学童保育所の体制を
15	中橋 友子 議員	① 来年度からの小中一貫モデル校事業の実施は更なる検討を ② 新年度の小学3年からの外国語活動の対応は
16	岡本 眞利子 議員	① 幕別市街地の活性化と過疎化対策について
17	東口 隆弘 議員	① 認知症予防対策について

※この内容は、一般質問通告書に記載された質問項目です。



藤谷 謹至 議員
(拓政会)



平成26年5月の総務大臣通知により、固定資産台帳と財務書類の作成に関する統一的な基準が示され、平成29年度までに全ての地方公共団体において、固定資産台帳と貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書の財務書類4表を作成するように要請がなされた。

厳しい財政運営の中、財政の透明性を高め効率化・適正化を図り、住民・議会に対する説明責任をより適切に果たすことは極めて重要であると考える。

ついでには以下の点について伺う。

(1)新地方公会計制度に基づく財務書類の作成と固定資産台帳の整備の進捗状況は。

(2)固定資産台帳の整備による公共施設等総合管理計画への減価償却等の活用について。

(3)財務書類を分析してマネジメントに活用するための人材育成について。

(4)よりわかりやすい財政状況の情報開示のために、事務事業評価を

問 幕別町における公会計と固定資産台帳の整備状況は

答 本年度中に28年度決算に関する統一的な基準による財務書類の作成を完了する予定

導入し事業別予算・決算に切り替えるべきと考えるが、その予定は。

町長 (1)財務書類を作成すること

で、ストック情報やフロー情報の関連性が「見える化」され、財務状況をわかりやすく開示することによる説明責任を果たすとともに、予算編成などに有効に活用することで行政内部のマネジメント機能を強化し、財政の効率化と適正化につながるものと期待されている。

本町においては、平成27年度末現在における固定資産台帳の整備は完了しており、28年度における新たな固定資産の購入・処分等のデータの更新作業を行い、本年度中に28年度決算に関する統一的な基準による財務書類の作成を完了する予定としている。

(2)統一的な基準による地方公会計の取組を始めたばかりではあるが、人口減少・少子高齢化が進展している中、限られた財源を効果的・効率的に使うためにも、さま

ざまな活用事例を調査研究し、財務書類等を管理会計的なマネジメント・ツールとして予算編成や公施設等の適正な管理等に活用していきたい。

(3)担当課職員に研修の機会を与え、人材育成に努めることはもちろん、本町の組織規模であれば研修成果を担当職場で共有し、組織の総力を挙げて業務を遂行することが最も適していることから、担当課の職員個々が切磋琢磨することにより、継続的に組織としての対応能力を維持・向上させたい。



(4)今後、評価対象となる事務事業の洗い出しや評価シートなどを作成し、当面は主要な事業の評価から開始したい。事業別予算・決算についても事務事業評価導入を前提に準備したいと考えている。平成30年度決算から事業別に体系化し、32年度予算から事業別に組み替え、33年度から32年度決算に基づく事務事業評価の導入を目指したいと考えている。

評価にあたっては、住民参加も視野に入れながら、より分かりやすい財政運営と財政状況等の公表に努めたい。

再質問 (1)統一的な会計基準では市区町村は、日々仕訳、期末一括仕訳(1年分の会計伝票データの期末に一括して複式簿記の仕訳を行う)のいずれかの方法を選択することができ、本町はどちらを選択するのか。

(2)予算編成過程の公表についての考えは。

答 (1)期末一括処理でスタートし、日々の業務を行う中で、変えるべきものは変え、職員の負担が少なくスムーズに進めて行きたい。(2)予算編成課程の中のどこを公開するのか、何を公開するのかという点から、現時点では考えていない。



小田 新紀 議員
(拓政会)



問 平成30年度から小学校、31年度から中学校において「道徳」が「特別の教科 道徳」と位置付けられることになる。検定を受けた教科書を基にして学んだことが「評価」の対象になり、個人の道徳性に対して公的に判断を下すこととなる。

「道徳の教科化」への是非はあるものの、各学校では、次年度実施に向け、すでに研修を重ねている。「道徳」は、他の教科と比べて大きな特性があり、数値化されて評価されるものではない。また、どこの地域でも、あるいはどの学校でも画一的に行われるものでもない。目の前にいる子供たちの特徴を踏まえ、柔軟に学習を組み立てていくことがより一層大切である。以下の点について町の見解を伺う。

(1)道徳の教科化そのものについての考えは。
(2)町内においても、目の前にいる子供たちの実態に合わせ、教科書の活用方法を含めた各学校の創意

問 道徳の教科化に関わり柔軟な学びの展開を

答 町の特性を生かした、各学校の創意工夫ある学びの展開を尊重する

工夫された学び、ならびに評価方法を尊重していくべきと考えるがいかがか。

(3)指導要録における評価の記述方法、ならびに形式は。
(4)より一層の指導の充実を進めるための新たなデジタル教材等の教育環境整備についての考えは。

教育長 (1)道徳教育は、学校のあらゆる教育活動を通じて行われるものであり、道徳の時間が各教科などで行われる道徳教育の要として位置付けられていることや、授業時数も今までと変更はない。問題解決的な学習や体験的な学習を取り入れるなどの指導方法の工夫が求められることとなった。

道徳の教科化という改革により、子供たちが「生きる力」を身につけ、よりよい人生や社会を切り拓いていけるよう、家庭や地域社会と連携して、子供の道徳性を育む取組に力を尽くしていかねればならないと考えている。

(2)、(3)本町であればオリンピック選手など、世界を舞台に活躍している競技者の努力やチャレンジ精神、苦悩などに触れ、道徳的価値

の理解やそれに基づいた自己を見つめる学習を深めることにもつながると考えている。各学校において、児童生徒の発達の段階や特性、地域の実情等に応じて、創意工夫された多様な教材を活用した授業づくりを努めていただきたい。

指導要録への具体的な記述方法は、北海道教育委員会において、評価方法などについての調査研究を行っており、年度内には各学校へ情報提供できるものと考えている。

(4)平成27年に策定した学校ICT環境整備計画に基づき、教育の情報化に係る環境整備を進めるとともに、学校における指導の充実を進めるための新たなデジタル教材等の整備についても、各学校と連携を図りながら対応したい。

再質問 (1)学校行事に向けた取組等においても、目的に沿うものであれば道徳の授業として組み込むことは可能か。

答 (1)学習指導要領では、道徳は全ての学習の要として、という文言がある。道徳の時間が学校の教育活動全体における道徳教育の中心的な役割を担うものであるが、各教科、総合的な学習の時間および特別活動との関連を考慮しながら道徳科の年間指導計画を作成することになる。各学校の教育指導計画などに位置付け、学校行事においても道徳的な内容があるのであれば、それは可能と考える。



来年度から小学校で使用される
道徳の教科書



谷口 和弥 議員
(拓政会)



「地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律」が、平成26年5月に公布され、地方公務員について、人事評価制度の導入等により能力および実績に基づく人事管理の徹底を図るとともに、再就職者による依頼等の規制の導入等により退職管理の適正を確保するための所要の措置を講ずることとなった。

については以下の点を伺う。

(1) 役場を退職した再就職者に、再就職先の名称などの届け出を義務付ける「退職管理制度」を制定すべきと考えるがどうか。

(2) 町民に対して透明性をより一層確保する上で、一定の職に就いていた再就職者の再就職状況を公表するべきと考えるがどうか。

町長 (1) 再就職情報の届出をさせることは、既に離職した職員に対して義務を課すものであり、その取扱いには十分な配慮が必要だが、再就職に関する透明性をより高めることにより、住民の信頼確

問 幕別町役場職員等の退職管理の制度化を

答 再就職情報を届け出るよう制度化の検討をしていく

保にもつながるものと考えている。今後、一定の職にあった退職者が町との取引関係が生ずる可能性のある営利企業等に再就職した場合には、再就職情報を届出してもらうよう制度化の検討を進めたい。

(2) 住民への信頼確保の観点から、再就職情報の届出と同様、検討を進めたい。

問 幕別町内高等学校の再編統合の進捗状況は

答 両校の伝統や特徴を生かした学校づくりに取り組んでいきたい



北海道教育委員会が本年9月5日に公表した「公立高等学校配置計画」で、「幕別

高校は、幕別町所在の私立江陵高校が募集停止となること等を考慮し、平成31年度に普通科の2学級の増を行うこととし、平成31年度入学者から、私立江陵高校の校舎を使用する」と示された。

江陵高校と幕別町議会・総務文教常任委員会との懇談の際に、江

陵高校側から再編統合後の学校名のこだわりについてなど、6点にわたる「強い要望」が出されている。については以下の点を伺う。

(1) 「公立高等学校配置計画」公表後の準備内容や今後の予定、「強い要望」に応えるための討議等の進捗状況について。

教育長 (1) 本町の特色を生かした魅力ある学校づくりに向けて、北海道教育委員会、幕別高校、江陵高校および町教育委員会が「4者連絡会」を設置し、将来にわたって持続可能な高校とするために、教育課程の概要や校名変更、各種支援策等の協議を行っている。

また、幕別高校と江陵高校は、「両校協議会」を設置し、教育活動に関わる各種調整や公立高等学校と私立高等学校の併置期間である平成31年度と32年度の学校運営上のルールの設定などについて、協議を行っている。

さらに、幕別高校内に「準備委員会」を設置し、平成31年度から



江陵高校で毎年取り組んでいる
除雪ボランティア作業 (12月11日)

の新たな教育課程をはじめ、学校運営や部活動等の教育活動全般について検討を進めている。

新たな教育課程の概要が間もなく示され、両校協議会ならびに4者連絡会において、教育課程の編成や部活動をはじめとする特色ある教育活動、学校施設の形態などについても協議を行い、平成30年6月までに決定することになっている。

統合後の高校が、町民に愛され、魅力ある学校となるため、両高校の伝統や特徴を生かした多様な教育課程の編成など、本町の特色を生かした社会に開かれた学校づくりに向けて、引き続き、北海道教育委員会、幕別高校、江陵高校と連携して取り組んでいきたい。



小島 智恵 議員
(政風クラブ)



問 本町の出生率は、1・46と低下が続く、出生率の向上、少子化・人口減少対策が急がれる。また、夫婦共働き世帯の増加、核家族化により、出産・育児の環境整備や父親の育児参加も重要である。

本年10月、改正育児・介護休業法が施行された。初めて町役場の男性職員が育児休業を取得し、民間でも取得向上に向け広がることを期待し以下について伺う。

(1)町職員(女性、男性)の産休、育児の取得状況は。

(2)民間事業所(女性、男性)の産休、育児の取得状況。取得に向け啓蒙などの支援は。

町長 (1)、(2)職員の過去3年間の産前・産後休暇の取得状況、育児休業の取得状況は下表のとおり。いずれも出産した女性職員全員が取得している。また、男性職員については、本年初めて育児休業を取得した。今後とも、仕事と子育てが両立でき安心して働ける職場

	町職員の産休・育児取得状況		事業所雇用実態調査による民間企業の産休・育児取得状況	
	産前・産後休暇	育児休業	産前・産後休暇	育児休業
平成26年	1人	4人	169事業所回答	165事業所回答
平成27年	4人	5人		
平成28年	5人	5人	14人	19人 (うち男性4人)

※平成29年、町職員男性1名が初めて育児を取得

風土の醸成に努めていきたい。民間事業所については、毎年実施している事業所雇用実態調査によると、平成28年の取得状況は左表のとおりとなっている。

出産休暇は、産前・産後の休暇に関して回答のあった169事業所のうち、就業規則等を定めているのは90事業所、構成割合は53・3%。育児休業は回答のあった165事業所のうち、就業規則等を定めているのは77事業所、構成割合は46・7%となっている。

問 男性も含めた育児休業制度の周知と啓蒙を 事業所にリーフレットを配布するなどの 答 周知を図っている

制度の普及や取得に向けた啓蒙は、周知用リーフレットを事業所に配布するなどしている。今後とも町の広報紙のほか、商工会を通じて引き続き制度の周知を図りたい。

問	答
町職員の再任用による民間の方の雇用や新規採用への影響を最小限に	影響がないとは言えないが、経験等を後進に伝えていくことも期待される



問 町は再任用制度を運用して望む職員は多いと聞く。民間と比較して優遇されていないか。また、帯広市は天下り疑念払拭のため情報公開を検討している。

以下について伺う。

(1)再任用制度の運用状況は。

(2)再任用により民間の方の雇用の場や新規採用職員等への影響。民間の高年齢者の雇用状況は。

(3)再任用や町と取引関係にある民間企業に再就職した場合の情報公開についての見解は。

町長 (1)公的年金の報酬比例部分の支給開始年齢が段階的に引き上げられた平成25年度から28年度末までの退職者32人中、15人の希望者全員を再任用し、このうち現時点で働いている再任用職員は8人となっている。

(2)民間人の雇用や新規採用への影響がないとは言えないが、これまで培ってきた幅広い知識や能力を活用するとともに、これら経験等を後進に伝えていく意味合いも期待され、住民サービスの向上にもつながっていると考えている。

民間事業所での高齢者等の雇用状況については、町では毎年、事業所雇用実態調査を実施している。昨年度は、年代別の従業員数や賃金・労働条件、定年制と退職金制度など10項目の調査を行った。高年齢者の就業状況は、この調査において雇用従業員数について回答のあった180事業所の常用労働者1584人のうち、55歳以上65歳未満の従業員は315人、全体に占める構成割合は19・9%、65歳以上の従業員は86人、構成割合は5・4%となっている。

(3)再就職に関する透明性をより高めることにより、住民の信頼確保にもつながることから、今後、制度の検討を進めていきたい。



内山美穂子 議員
(拓政会)



工事が予定されている札内新道と交差する札内高台線は、江陵高校の生徒の通学路となっている。この道路は、曲がり坂で歩道幅も狭く危険、改善してほしいとの声を聞く。今後、交差点付近の詳細な設計が決まっていくと考えるが、通学路となる町道について伺う。

(1)新設高校が始まるまでの通学路の整備計画は。

教育長 (1)江陵高校の生徒が通学に使用している町道札内高台線は、昭和60年の高校移転に伴い、57年度から5か年計画で道路と照明施設が整備された。道路法で定められた構造に準拠して整備され、今後も道路の構造的な再整備を行う計画はないと聞いている。

新たに道道幕別帯広芽室線と交差する計画の影響する範囲については、危険な道路とならぬよう、事業主体の北海道と交差点の形状や勾配、交通安全施設の整備について協議を進めていただくようお願いする。

問 江陵高校の通学路の安全対策に向けた整備計画は

答 札内新道との交差点付近の整備は道に要望し、町も冬期の迅速な除雪体制などの環境を整えていく

願っている。坂道による自動車の速度抑制やスリップ対策、支障木の剪定や冬期の迅速な除雪などの交通安全対策に加え、生徒が安全に通学できる環境となるよう、今後とも町部局に要望していく。



江陵高校の通学路（町道札内高台線）

問 歴史散歩道「黒田温泉跡地」のアカマツの保存は

答 現在地での保存、移植ともに困難

問 清流大橋から幕別本町に抜ける札内新道は、工事着手

に向け準備が進んでいる。予定地の一部には、歌人若山牧水が滞在した「黒田温泉跡地」があり、跡地に立つ樹齢百年以上のアカマツについては保存を望む声がある。工事は何ら反対するものではないが、歴史的文化遺産として保存することはできないのか、以下について伺う。

(1)町の考えと見通しについて。
(2)「歴史の散歩道」の活用は。
(3)町内の名木の現状と保存価値のあるものについて指定する考えは。

教育長 (1)倒木の危険性が高い木が道路区域内に残ることとなり、現在地での保存は困難。また、樹木の専門家に診断していただいたところ、「移植は、老木であることや地盤の有効土層が薄く満足な根鉢が確保できないこと、さらには、もともと移植は難しい樹種であり、移植によってさらに樹勢が衰える可能性が考えられ、移植は実施すべきではない。」との結果

であり、移植による保存も困難である。

(2)今後も、町民見学会の開催など、郷土の歴史と文化に触れる一助となるよう活用していく。

(3)平成24年度までに町内全ての歴史的、文化的遺産の調査を実施した上で選定しており、それ以外の指定は考えていない。

問 子ども110番の家の活用を

答 学校と地域の関係を深めるコミュニティスクールを推進したい

問 制度の形骸化を防ぎ、地域ぐるみで子供を育む、身近な具体策の一つとして周知を図り、機能を充実させていくことが大切ではないか。

教育長 平成29年11月末現在で、一般住宅133か所、事業所89か所の合計222か所を設置し、地域での子供の安全確保や防犯対策にご協力いただいている。地域で子供を守り育む取組としては、公区の見守り隊や退職校長会の皆さんなどにご協力いただいている。今後は、学校と地域の連携・協働関係をより深めるものにしていく仕組みづくり、いわゆるコミュニティスクールの導入に向けた取組を推進していきたい。



野原 恵子 議員
(日本共産党
幕別町議員団)



家族介護から「介護の社会
化」を進めるとして、介護

保険制度が2000年にスタートした。しかし、2014年に要介護者1、2は原則特養入居ができなくなり、さらに、要支援者1、2のホームヘルプとデイサービスが市町村に委ねられ、幕別では2017年4月から実施している。8か月が経過し、要支援者1、2が希望するサービスを受けられているのかどうか問われる。来年度は、第7期高齢者福祉計画・介護保険事業計画が実施される。

(1) 4月から町が実施している地域支援事業を担う包括支援センターの実績と、要支援者1、2への支援状況について。

① 高齢者の要望をどのように把握し手立てをとってきたのか。② 生活支援コーディネーターとの連携は。③ 保健・医療・介護・福祉との連携は。④ 新総合事業に移行したことにより、今までのサービスが制限されていないか実態を伺う。

問

生き生きと暮らせる介護保険制度に

答

地域の特性に応じた介護予防等を重点に
次期計画の策定を進めている

(2) 現在の基準介護保険料は、5150円。第7期の保険料の見込みは。

(3) 介護老人福祉施設の整備を行ってきたが、低所得者の人が入所できない施設もある。手立てが必要ではないか。

町長

(1) ①、② 町では多様なサービスの構築に向け、昨年度、要支援1、2の認定者を対象にアンケート調査を実施し、ニーズの把握に努めてきた。この調査の回答から、買い物、通院などの外出支援やごみ出しについて困っているとの意見を踏まえ、本年度から「ごみ収集サポート事業」を開始したほか、既存事業の「外出支援サービス」の支援につなげるよう取り組んでいる。

本年度からは、「生活支援コーディネーター」を社会福祉協議会に委託し1名を配置した。活動内容は、地域サロンや老人クラブ、介護施設など高齢者が集う場においてのニーズ調査、ニーズに対応

する地域資源の洗い出しを行っている。地域包括支援センターでは、毎月、生活支援コーディネーターと担当者会議を開催し、ニーズや地域資源の実態等について、情報共有、意見交換等を行っている。

③ 保健、福祉分野との連携では、生活面に係る相談など、保健師や栄養士、福祉担当職員等と一緒に相談を受け、必要な支援につなげている。医療、介護分野との連携では、退院後も安心して在宅生活が送れるよう、切れ目のないサービス提供に向け、病院および介護事業所と連絡調整を行っている。

④ 新総合事業においても、既存の事業所で従前どおりのサービスが提供されている。

(2) 第7期計画では、要介護認定者数の増加、地域密着型サービス基盤の新設や特別養護老人ホームの増床など、介護給付費が大きく増額すると見込んでいるが、大幅な負担増とならないよう、介護給付費準備基金を取り崩すことで、現時点では基準保険料を5300円

と算定している。

(3) 特養に入所した場合、施設介護サービス費として、その費用の1割、一定以上の所得がある方は2割負担となるが、所得に応じた利用者負担の上限額が設定され、上限額を超えた場合は高額介護サービス費が給付されている。

このほか、食費、居住費の負担が生じるが、利用者の負担が過重とならないよう、所得に応じた負担限度額を設定し、基準費用額との差額が特定入所者介護サービス費として施設に給付される。また、町では、所得が低く一定の条件に該当する場合には、介護サービス費、食費、居住費等に係る利用者負担額が、社会福祉法人等介護サービス軽減事業により25%軽減している。





板垣 良輔 議員
(日本共産党
幕別町議員団)



障がい者の社会参加の機会が制定された。障がい者が住み慣れた地域で暮らし、必要な支援を受けられ、障がいの有無によって分け隔てられることがない共生社会を目指すことがうたわれ、自治体は社会的障壁の除去に努めることが求められている。昨年の障害者総合支援法の改正により、来年度から実施されるが、生活と就労の支援をより一層充実させるため、新サービス創設および既存サービスの充実が行われることへの障がい者の理解は、なかなか進んでいない。

現在、町では幕別町障がい者福祉計画と第5期幕別町障がい福祉計画が策定され、来年度から実施となるが、さらに進んだ施策が必要と考える。

ついては、以下の点を伺う。

(1) 計画策定の基本的な考え方は。

(2) 本町の就労支援の現状と今後について。

問 障がい者に寄り添った福祉計画を

答 障がいの有無に関わらず支え合う町づくりを進める

① 障がい者の雇用の実態は。② 来年度から法定雇用率が引き上げられることの、事業者への呼びかけや支援の方策は。

(3) 来年度から創設される新サービスの実施体制は。

町長 (1) 次期の計画策定における基本的な考え方は、現計画の基本理念である自立、社会参加、共生を継続するとともに、障がいのある人が地域の中で自立して暮らせるまちづくり、地域に住む人が障がいの有無や老若男女に関わらず、ともに支え合うまちづくりを目指すものであり、平成30年度から32年度までの3年間を計画期間とするもの。また、これまでの計画では、障がい児支援の提供体制の確保に係る目標、必要な見込み量について包含していたが、法律の一部改正により、障がい児支援に係る計画は別途、新たに策定することが義務付けられ、第1期幕別町障がい児福祉計画として策定する。

(2) ① 町では、事業所雇用実態調査を行っており、障がい者の雇用状況についても調査している。本年1月に実施した調査結果では、回答のあった172事業所のうち、12・8%の22事業所で25人を雇用しており、その雇用形態については、常用雇用11人、臨時雇用2人、パート雇用12人となっている。

② 平成25年の法改正により、30年4月1日からの民間企業における障がい者の法定雇用率は、2%から2・2%へ引き上げとなる。また、障がい者を雇用しなければならぬ事業主の対象が、従業員50人以上だったのが、45・5人以上になることに加え、33年4月までの間には、法定雇用率がさらに0・1%引き上げられる予定である。

本制度は、障がい者の雇用を促進するため、障害者雇用納付金制度のほか、障がい者の雇用に係る奨励金や雇用に当たって必要な施設整備に対する助成金など、各種助成制度が講じられており、町としても、広報紙をはじめ商工会を

通じ、町内の事業者に対し積極的に制度を周知し、障がい者の雇用促進を図っていききたい。

(3) 障がい者が自ら望む地域で生活を営むことができるよう「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実と、障がい児支援のニーズの多様化へのきめ細やかな対応やサービスの質の確保を図るため、平成28年5月の法改正により、新たに「自立生活援助」、「就労定着支援」、「居宅訪問型発達支援」が創設された。国では、新たなサービスに係る報酬、基準、対象者などの審議を行っており、事業所の意向確認を行う段階にまで至っていない。審議状況を見据えながら、実施事業所の情報収集に努めた



びよすく〔喫茶・売店〕(役場庁舎
1階：障がいある方の就労支援の場)



貴賀 議員
(日本共産党
幕別町議員団)



共働き家庭やひとり親家庭などが増え、学童保育を必要としている家庭は年々増加している。子供たちは放課後や土曜・夏休みなどの学校休業日に、「家庭に代わる毎日の生活の場」として学童保育所で過ごしている。

保護者の働く環境の変化により、子供たちが学校で過ごす時間よりも、学童で過ごす時間が長くなる傾向にあり、安全で安心して過ごせる場を求める声は多く、学童保育のさらなる充実を求め、以下について伺う。

- (1) 平成30年度の学童保育所の入所予定児童数と指導員体制は。
- (2) 生活体験・自然体験などの体験学習や郊外活動などを学童保育のカリキュラムに。
- (3) 指導員の確保に向けた待遇改善を。
- (4) 指導員の定期的な研修を確保するための取組は。
- (5) 近年、支援が必要な子供たちが増えている。支援が必要な子供に対する指導員の研修は。

問

つくし学童保育所の過密解消は喫緊の課題と考えるが対策は

答

今後5年間は170名前後で推移し、その後減少に転じることから現状で対応したい

町長

(1) 平成30年度の学童保育所の入所予定児童数は、12月1日現在、はぐるま学童保育所39人、あすなろ学童保育所51人、つくし学童保育所は第2も含めて167人、やまびこ学童保育所52人、ちゅうるい学童保育所16人、総数は325人となっている。

放課後児童支援員の体制は、幕別町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例に基づき、おおむね40人ごとに2名以上の支援員を配置するとしている。はぐるま学童保育所3名、やまびこ学童保育所4名、あすなろ学童保育所4名、つくし学童保育所8名、ちゅうるい学童保育所2名の配置を予定している。

(2) 入所人数や地域性により学童保育所ごとに内容は異なるが、体験学習では、おやつや昼食づくりの調理体験、日本の伝統文化である茶道体験、こども認知症サポーター養成講座への参加などを行っている。自然体験などの所外の活動では、徒歩で行ける範囲での公園

遊びやプール遊び、忠類では白銀台スキー場でのそり遊びなどを行っている。また、地域資源の活用や百人一首、こま回しなど、昔からの遊びをカリキュラムに取り入れている。

今後とも、各学童保育所の体験学習の成果の共有や他市町村の事例についても参考にしながら、カリキュラムの充実に努めたい。

(3) 本町の支援員は、通常の一日の勤務時間が4時間30分で、日額臨時職員として任用しているが、社会保険と雇用保険に加入しているほか、非常勤公務災害保険にも加入し、労働条件の整備に努めている。平成27年4月からは、日額賃金を4%増額し、29年4月からも0.2%の増額をした。

(4) 北海道と北海道教育委員会が主催する地域学校協働活動推進研修会に年2回参加し、各地域で行われている教育支援活動の事例や、子供が豊かな想像力や表現力を身につけるためのプログラムについてなどの研修を受けている。また、

町内の保育所や各関係機関が主催する研修会に参加し、支援員に必要な知識と技能の維持向上を図っている。

研修会参加者の代替支援員の配置や研修会の開催を学童保育所の運営に支障を来さない時間に設定するなど、研修への参加機会の確保にも努めている。

(5) 本年11月29日、学童保育における支援のあり方についての研修会を幕別町発達支援センターが開催し、支援員16人が参加した。今後は、教育委員会が主催する特別支援教育支援員研修会にも参加し、特別支援学級担当教員や特別支援教育支援員と連携を深め、子供が学童での生活を通して成長できるよう努めていく。



つくし学童保育所



中橋 友子 議員
(日本共産党
幕別町議員団)

問 小中一貫モデル校事業実施を慎重に

**答 教育実践状況を一つ一つ検証しながら、
小中一貫教育の取組を進めたい**



町教育委員会は、平成30年度から幕別小学校と幕別中学校、白人小学校および札内北小学校と札内東中学校の二つのエリアで、小中一貫モデル校を実施しようとしている。しかし、小中一貫教育の教育的効果は十分検証されておらず、教職員や保護者のアンケートでも不安や疑問の声が複数出されている。また、地域住民にも知られておらず慎重な対応を求め、以下の点について伺う。

(1) なぜ幕別町で導入が必要なのか。
(2) 疑問や不安の声をどうとらえ対応しているのか。
(3) 児童・生徒や教職員、保護者との合意はどのように得ていくのか。
(4) 教職員の多忙化が懸念されるが、その対応は。
(5) 将来は全小中学校で実施するとしているが、義務教育学校も取り入れるのか。
(6) 老朽化している校舎の改修とあわせて考えているのか。
(7) 急がれるのは少人数学級や教職員の多忙化解消ではないか。

教育長

(1) 子供たちの困り感の克服に向けた取組の一つの手法として小中一貫教育を導入し、支援を必要とする児童生徒や、何らかの理由で登校のできない児童生徒の特性に応じた義務教育9年間の円滑な接続と連続した系統的な指導により、児童生徒一人ひとりの可能性を最大限に広げる教育の推進が必要と考えている。

(2) 各中学校エリアごとに説明会を開催し、その解消に努めたい。

(3) 中学校教諭による小学校での乗り入れ授業や小中合同での行事の実施、子供たち相互による活動が進んでいる。また、教職員の意見や要望を集約するとともに、子供たちの状況を丁寧に把握し、効果的な取組を検討しており、学校だより等を通して保護者にも周知を図っている。

(4) 各小中学校で実施している行事を合同で行う際には多くの教職員で取り組めること。また、生徒指導上の組織的な協力、英語などの一部教科の担任制による授業の負

担軽減、校務分掌業務の整理・協力などにより、結果的には効率的な学校組織の業務改善や負担軽減にもつながると考えている。

(5) 本町の事態や地域性に適合するかどうかを含め、将来に向けて検討する。

(6) 小中一貫教育の導入と学校施設の改修は、それぞれ別々に推進するもの。改修は、老朽化の状況に応じ、3か年実施計画に位置付けて実施したい。

(7) 町独自で行うことは難しい。引き続き北海道町村教育委員会連合会等を通じて国に対し要請したい。

再質問

事業実施の理由に「中一ギャップ」の解消を挙げているが、不登校の原因の多くは小学校4年生頃からが多く、「中一ギャップ」の確たる定義はないと文科省の指導文書で出されているが。

答 学級担任制から学年教科担任制になり、人間関係でも学校が変わり、児童生徒が入れ替わり苦労

するなど、それが中1に出てくるということ、本町でもそのような状況はあると考えている。



小中一貫モデル校の
ひとつとなる幕別中学校

問 小学校3年生からの外国語活動の対応は

答 加配教員の配置を北海道教育委員会に求めていく



来年度から小学校3年生から英語教育が実施となる。教育効果に疑問が出されているが対応は。

教育長

小中一貫教育支援事業による加配措置を受け、札内東中学校の英語教諭が白人、札内北小学校の中学年英語の乗り入れ授業を実施している。他の中学校エリアでも移行期間の取組にあわせ、各小学校において英語の乗り入れ授業を計画している。



岡本眞利子 議員
(政清会)



幕別町は帯広市に隣接し、ベットタウンとして市街地が拡大している札内地域、古くから行政の中心の幕別地域、酪農と観光が盛んな忠類地域と三極化しており、それぞれ地域性を生かした多面的な特色を持っている。

札内地域は、宅地造成が現在も進められており、忠類地域は住民の協力体制が確立されている。そこで幕別地域を考えると、市街地の住環境や地域コミュニティの維持など、地域活力の低下が懸念される。そこで以下の点について伺う。

- (1) 幕別市街地の現状と課題、今後の方向性は。
- (2) 市街地活性化基本計画の策定は。
- (3) 幕別市街地の空き地、空き店舗、街並みの再開発の考えは。
- (4) 商工会、周辺企業、商店街等と行政を含めた意見交換は。
- (5) 市街地にぎわいづくり等の支援事業の計画の考えは。
- (6) 幕別地域の人口減少と定住対策の新たな方策は。

問 幕別市街地の活性化と過疎化対策を

答 雇用や定住、子育てなどに対する施策を盛り込み人口減少対策に取り組んでいる

(7) 活性化、過疎化対策には様々な事業の取組が必要、優先事業は。

町長 (1) 人口減少の著しい幕別市街地においては、若年層の定住対策が課題であると考えている。

これまでのマイホーム応援事業や空き地・空き家バンク、子育て環境の整備等を検証しつつ、町全域の活性化とその効果が幕別市街地に及ぶような活性化方策について検討したい。

(2) これまで、幕別駅前広場、幕別パークプラザや道道幕別停車場線、町道鉄道沿線通の整備をはじめ、本町地区に公営住宅を建設し、まちなか居住を進めるなど、環境整備に努めてきた。今後、商工会や関係団体と歩調を合わせ、活性化に取り組みたい。

(3) 空き地・空き家バンクについては、協力宅建事業者への働きかけなど、情報整備に取り組む。空き店舗対策についても、さらなる情報提供に努める。街並み再開発は、現在、商工会において国道38号線

の整備のあり方を含めた商店街振興の議論が進められており、その議論の推移を見ながら、一定の時期に商工会や幕別本町地区商店街振興会などと議論を深めたい。

(4) 総代会や理事会、会員親睦会、合同新年会など、さまざまな機会を捉え、商工会、法人会、青色申告会などの役員や参加される会員の方々との交流の中で、幕別市街地の活性化に限らず商工振興全般に係るご意見を伺っている。

(5) 幕別市街地のにぎわいづくりを推進するため、どういった取組が有効であるか、どういった支援ができるのか、引き続き商工会や幕別本町地区商店街振興会、農協など関係団体とともに十分協議をしたい。

(6)、(7) 妊婦・産婦健診や子ども医療費の助成等、妊娠、出産、子育て期それぞれにおいて、子供を産み育てやすい環境を整備するとともに、マイホーム応援事業や空き地・空き家バンクによる移住・定住施策を行ってきた。今後、施策

の点検・検証を行い、事業の見直し等を通し、魅力あるまちづくりを行うことが重要であると考えている。また、観光事業も含めた「交流」により、本町を知っていただけでなく、活性化を図る上で大切であると考えている。

再質問 幕別市街地において、特に若年層の定住対策が重要である。本町市街地には新たな実効性のある施策の取組が必要であると考えるが見解は。

答 切り札がない中で、様々な施策を総動員していくしかない。商店街等の活性化も含めて、まちの魅力アップをしていくことが必要と考えている。



幕別駅前 (千代田通)



東口 隆弘 議員
(政清会)



高齡化社会と言われて久しいが、今から8年後には、75歳以上となる人々が過去最高の人口割合になると言われている。

しかし、団塊世代の人々がいたからこそ、今の日本経済があると思う。高度経済成長を成し遂げ、消費を押し進め、確たる日本の地位を世界に示してきたと考える。

2025年をどのように乗り越えるかが大きな問題である。高齢者による交通事故、徘徊、ひきこもりによる孤独死などである。また、若年性認知症の検診による早期発見と治療等、今後の認知症対策について伺う。

(1) 要介護認定において、認知症と判定された65歳以上と、40歳から64歳までの人数、出現率は。
(2) 第6期高齢者福祉計画・介護保険事業計画における、認知症対策の取組の実績と評価は。
(3) 第7期介護保険事業計画において、新オレンジプランを受け、どのように施策を推進しようと考えているのか。

問 認知症予防対策の推進を

答 認知症対策の効果を検証し、予防事業に反映したい

(4) 「地域まるごと元気アッププログラム」に取り組む考えは。

町長 (1) 本町の65歳以上の要介護認定者のうち、要介護認定において認知症自立度Ⅱ以上で認知症ありと判定された方は、本年10月末現在で1044人であり、65歳以上の人口に対する出現率は12.4%。また、40歳から64歳までの要介護認定者のうち、同様に認知症ありと判定された方は19人で、人口に対する出現率は0.2%。

(2) 認知症対策として、現計画では「認知症ケアパスの作成・普及」、「認知症初期集中支援チームの設置」、「認知症地域支援推進員の配置」、「徘徊高齢者家族支援事業の実施」および「認知症サポーターの養成」の五つの主要事業を掲げている。掲げた主要事業は、計画期間中に全て実施している。また、要介護認定者に占める認知症の方の割合は、平成27年9月末では64.8%、本年9月末では63.2%と1.6ポイント減少している。

今後も認知症対策に係る重要な事業として取り組むたい。

(3) 「認知症サポーターの養成」は、本町の実情に合った養成人数の目標値を設定するとともに、特に、本年度改訂された新中学校学習指導要領の「技術・家庭科」の項目の中で、「介護など高齢者とのかわり方について理解すること」などが明記されたことから、新たに中学校での養成講座の開催などにも取り組むたい。

また、「認知症カフェ等の設置」は、本年9月に幕別地域の民間事業所で本町では初めてとなる認知症カフェが1か所設置され、札内地域においても1か所が設置に向けて準備が進められている。次期計画では、認知症カフェの設置をさらに推進し、認知症の方を支える地域づくりを施策の一つとして位置付けたい。

このほか、「認知症初期集中支援チームの設置」と「認知症地域支援推進員の設置」は、次期計画においても継続して実施すると

もに、新オレンジプランの見直しの内容を踏まえ、先進事例を参考に調査研究を進め、本町の実情に合った効果的な取組につなげていきたい。

(4) このプログラムは、高齢者の運動機能の維持・向上や認知機能低下の予防を目的として、事前に体力測定と認知機能テストを実施し、健康運動指導士の指導のもと、高齢者の身体能力に合わせて脳を活性化する軽運動を行い、高齢者の健康づくりを支援するプログラムで、十勝管内では6町村で取り組まれている。

今後は、このプログラムを実施している町村の事業効果を検証するとともに、効果的な認知症予防事業に取り組んでいきたい。

